

先進技術を活用した介護・福祉の推進に係る連携に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）とエヌ・デーソフトウェア株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用し、山形市における先進技術を活用した介護の質的な向上及び介護予防意識の醸成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) AI等の先進技術を活用した自立支援に資するケアマネジメント支援に関すること。
- (2) 研究の成果等の知的資源の提供に関すること。
- (3) 介護保険及び福祉に関するデータの収集及び提供に関すること。
- (4) 市民及び介護関連事業者の介護予防意識の醸成に関すること。
- (5) その他目的達成に向けた先進技術を活用した取組に関すること。

2 前項各号に定める事項についての具体的な内容は、その都度、甲乙協議して定める。

（情報保護）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た情報（公知の情報を除く。）を他に漏らしてはならず、又はこの協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の甲の承諾を得て、乙が直接若しくは間接的に支配し、若しくは支配を受け、又は乙と直接若しくは間接的に共通の支配に服していると認められる法人に対して秘密情報を開示する場合には、乙の責任において、前項本文に規定する乙の義務と同様の義務を当該法人に負わせなければならない。

3 前2項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月25日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 山形県南陽市和田3369番地

エヌ・デーソフトウェア株式会社

代表取締役社長 佐藤 廣志